

資料 2-1

様式第 1-1 (日本産業規格 A 列 4 番)

下安第○号
令和 3 年 6 月○○日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 下野市地域公共交通会議
住 所 栃木県下野市笹原 2 6 番地
代表者氏名 会長 ○○ ○○

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※ 本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性						
<p>市民の多くは、日常の移動手段として自家用車に大きく依存している。しかし、高齢者等の交通弱者は公共施設の利用、買い物、通院等に不便な状況にある。そのため、市内の公共施設、医療機関、商業施設を循環する地域公共交通は必要不可欠なものとなっている。現在運行している本市デマンド交通は、地域市民の貴重な移動手段の選択肢の一つとして定着しており、さらに運行内容の充実を図りながら本事業を推進する必要がある。</p>						
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果						
(1) 事業の目標						
<p>令和2年度のデマンドバスの1日平均利用者数は66.8人だった。高齢者外出支援事業、子育て世帯外出支援事業の継続、デマンド交通のPR強化等の利用促進により、1日平均83.5人とする。</p>						
(2) 事業の効果						
<p>デマンド交通の運行を維持することにより、市内の高齢者等交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。誰もが快適に移動できる交通環境を整え、地域の活性化と市民の生活満足度の向上を図ることができる。</p>						
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体						
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="231 1158 502 1189">下野市安全安心課</td> <td data-bbox="534 1158 1061 1263"> <ul style="list-style-type: none"> ・ デマンド交通のPR ・ 運転免許証自主返納者支援事業の継続 ・ 運行形態等の検討・改善 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1267 470 1299">下野市高齢福祉課</td> <td data-bbox="534 1267 909 1299"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者外出支援事業の継続 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1303 502 1335">下野市子ども福祉課</td> <td data-bbox="534 1303 970 1335"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯外出支援事業の継続 </td> </tr> </table>	下野市安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> ・ デマンド交通のPR ・ 運転免許証自主返納者支援事業の継続 ・ 運行形態等の検討・改善 	下野市高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者外出支援事業の継続 	下野市子ども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯外出支援事業の継続
下野市安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> ・ デマンド交通のPR ・ 運転免許証自主返納者支援事業の継続 ・ 運行形態等の検討・改善 					
下野市高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者外出支援事業の継続 					
下野市子ども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯外出支援事業の継続 					
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者						
別添の表1のとおり。						
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額						
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額39,592千円のうち、下野市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分としている。</p>						
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ 利用者アンケート ・ OD調査 						
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</p> <p>【地域間幹線システムのみ】</p>						

※ 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※ 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※ 該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和3年6月16日（第1回） 内容 ① 交通会議設立 ② 地域公共交通確保維持事業について
19. 利用者等の意見の反映状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県下野市笹原 26 番地

(所 属) 下野市役所市民生活部安全安心課

(氏 名) 古口 貴之

(電 話) 0285-32-8894

(e-mail) anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添◎◎計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
下野市	石橋タクシー(株)	(1) 下野市全域		下野市全域		往 km	295日	8,260回		区域運行	② (2)	石橋駅バス停で 地域間幹線系統 の関東自動車 (株)宇都宮駅西 口～石橋駅線、 石橋駅～真岡車 庫線と接続、小金 井駅西口バス停 で小山コミュニ ティバス羽川線と 接続、JR石橋 駅、自治医大駅、 小金井駅で鉄道J R宇都宮線と接続	③
		(2)				往 km							
						復 km							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	下野市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	26,351
交通不便地域等	26,119

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
26,119	下野市全域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
下野市地域公共交通計画	令和3年3月30日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ◎ (1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ◎ (2)(実施要領の2. (1)◎))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ◎ (1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

下野市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
下野市地域公共交通計画 51ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
下野市地域公共交通計画 25ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
下野市地域公共交通計画 53ページ、57ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
下野市地域公共交通計画 62ページ～63ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法